明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○平成二十四年新年祝賀の儀を行われる件（宮内庁一四）　一
○皇居において新年一般参賀を行う件（同一五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五五一）　三
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学一六三）　三
○平成二十四年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産二三三四）　四
○平成二十四年産の蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同二三三五）　四
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同二三三六）　四
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件（同二三三七）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同二三三八）　四
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一二六一）　四
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同一二六二、一二六三）　五
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一二六四）　五
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一二六五）　七
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（同一二六六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中部地方整備局一五七）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　一〇
〔官庁報告〕
労働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示三、中部運輸局同二）　一一
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）　一二
〔資料〕
閣議決定等事項　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○宮内庁告示第十四号

平成二十四年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十三年十二月八日

宮内庁長官　羽毛田信吾

平成二十四年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時
皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時
内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者
衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者
最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分
特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分
各国の外交使節団の長及びその配偶者

○
参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装
男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）
女子　ロングドレス、白襟（白羽二重の襟を重ねる）紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用